

総合交流施設建設候補地比較表

令和5年12月6日

項 目	第 1 案（城中校舎東側）	第 2 案（町民運動広場：校舎側G）	第 3 案（町民運動広場：芝生G）
メリット	・町民運動広場が残るため、現在行われているイベント・競技に影響なし ・段差を活かすことで柔道場や駐車場を確保できる。 ・代替地不要	・造成がない分、第1案より短期間で建設可能であり、経費が抑えられる。	第2案と同様
デメリット	・造成することで第2・3案より時間を要する。 ・予定地内に私有地があり、用地購入しなければならない。 ・町営住宅の解体費等がかかる。 ・町営住宅住民の移設先確保 ・建設時の資材置き場がないため、近隣の農地を借り上げる必要がある。	・グラウンドがなくなるため、体育祭や町民体育大会等の行事、野球、陸上の練習、大会を行う場所がなくなる。 ・同等の代替地を整備するためには用地購入及び造成費用がかかる。 ・夜間照明が有効活用できない。 ・建設時の資材置き場として隣接する芝グラウンドを活用するとサッカー等で使用する場がなくなる。 ・代替地を購入・造成した後にバックネット、フェンス、夜間照明等の設置が必要である。	・サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフの練習、大会を行う場所がなくなる。特に、県本土でのサッカー、ラグビー大会は芝生で行われている。 ・代替地の面積が第2案より小さいため、第2案より費用がかからない。 ・夜間照明が有効活用できない。 ・建設時の資材置き場として隣接する土グラウンドを活用すると町民体育大会等で使用する場がなくなる。 ・代替地を購入・造成した後にフェンス、夜間照明等の設置が必要である。
スポーツ、イベントへの影響	なし	あり（野球、町民体育大会、陸上記録会、城中体育祭）	あり（サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ）
造成の必要性	必要（段差があるため）	なし	第2案と同様
造成期間	杭打ちするため長期間を要しない	不要	第2案と同様
駐車場	町民運動広場を臨時で活用可能	町民運動広場（芝生）の活用可能	町民運動広場（土）の活用可能
必要経費	地質調査、解体、測量、造成、用地購入、設計、工事・監理 第2案、第3案が代替地を購入し、整備するとした場合、1番低い。	地質調査、撤去、測量、設計、工事・監理 第2案、第3案が代替地を購入し、整備するとした場合、1番高い。	第2案と同様 第2案、第3案が代替地を購入し、整備するとした場合、中間。
課 題	・施設利用者の駐車場（約150台） ・臨時駐車場として近隣農地の借用が可能か	・代替地（約15,000㎡）の用地購入が可能か。	・代替地（約7,000㎡）の用地購入が可能か。

